

意匠

(1) 意匠登録願

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	○○○○○
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	○○○○○
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 意匠株式会社内
【氏名】	創作 次郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	創作 花子
【電話番号】	03(3581)1101
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	1 6 0 0 0
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	○○○○○○
【意匠の説明】	○○○○○○

役職名のみでよく、氏名までは記入不要です。

識別番号は、番号が付与されている人のみ記載します。識別番号の通知を受けていない者は【識別番号】の欄は設けないでください。

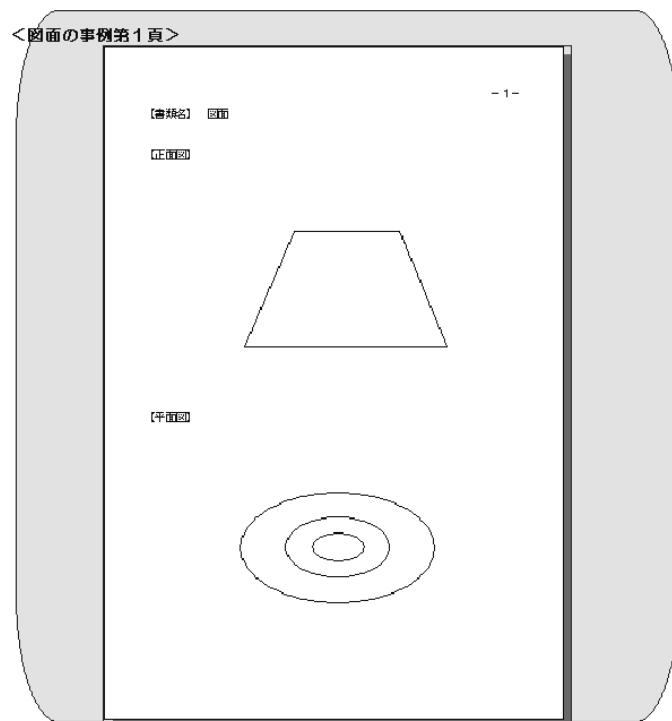
印 又は 識別ラベル

書面による出願の場合のみ印を押すか又は識別ラベルを貼ります。

「円」や3桁ごとの区切り点(,)は記入しません。

(2) 図面

意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面は、正投影図法による六面図が基本です。その他、等角投影図法、斜投影図法も認められています。図面に代わるものとして写真、ひな形あるいは見本による出願も可能です。

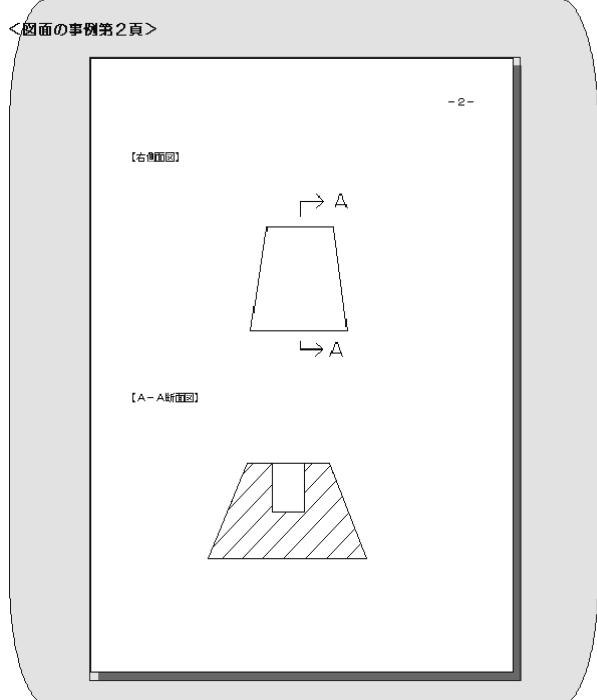


図面に代えて提出するときは【書類名】を次のようにする。

- ① 写真の場合 【書類名】 写真
- ② 見本の場合 【書類名】 見本
- ③ ひな形の場合 【書類名】 ひな形

立体を表す場合は、正投影図法（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図の六面図）又は等角投影図法、斜投影図法です。

織物地のような「地もの」を表す場合は、表面図及び裏面図で表します。



平成31年3月現在、図面の記載要件を含む運用変更を予定しています。運用変更の際は、特許庁ホームページ等で情報を提供する予定ですので、ご留意ください。

(3) 拒絕理由通知書

拒絕理由通知書

意匠登録出願の番号 意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
特許庁審査官 ○〇 ○〇
起案日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
意匠登録出願代理人 ○〇 ○〇

この意匠登録出願については、以下のとおり、登録要件を満たさない理由がありますので、意匠法第19条で準用する特許法第50条の規定に基づき、通知します。

この理由について意見があれば、この通知書を発送した日から40日以内に意見書を提出することができます。なお、意見書の提出があったときには、その内容を考慮した上で、登録の可否について審査いたします。

理由

この意匠登録出願の意匠は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった下記の意匠に類似するものと認められますので、意匠法第3条第1項第3号に規定する意匠（先行の公知意匠に類似するため、意匠登録を受けることのできない意匠）に該当します。

この意匠登録出願の意匠と下記の意匠を比較すると、ハンドル部の外形状を、正面視水平な横長の略競技用トラック形状とし、その把手部先端近傍に菱形の貫通孔を設けた基本的な構成態様が共通します。

他方、ハンドルの把手部先端の形状が直線的であるかやや丸みを帯びているかが相違しますが、これは意匠全体から見れば細部の相違であり、またいずれの態様も本願出願前よりごく一般的に見られるものですから、これらの相違点が両意匠の類否判断に与える影響は微弱なものといわざるを得ず、両意匠は類似するものと認められます。

記

特許庁意匠課が1990年4月27日に受け入れた

月刊パテマルジャーナル 1990年 4月30日

第 13 頁所載

建具用錠付き取手の意匠

(特許庁意匠課公知資料番号第H A ×××××××号)

この拒絶理由通知に添付した公知資料の複製物は、特許庁が著作権法の規定により複製したものです。

取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

(4) 意見書

【書類名】	意見書
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】	□□ □□ 株式会社
【代表者】	意匠 創作
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
【意見の内容】	<p>審査官は「本願出願以前に頒布されたハンカチの意匠に類似する」と判断されましたが、当該物品分野において最も注意を引く部分である中央に配された擬人化されたキャラクターの形状において、鼻や口の形状に相当の差異があります。このようなキャラクターにおいては、鼻や口などの形状は擬人化された表情の差異として観者に極めて異なる印象を与える要素であり、本願に表された丸状の鼻と引例にある棒状の鼻とでは、全く異なる印象を与えるものです。</p> <p>また、本願の意匠にはキャラクターの周りに円形の縁取りが施されており、引例に対して、より引き締まった印象を与えています。これらの相違から、両意匠は誰が見ても全く異なった印象を与えるものであり、両意匠が類似するものではないので、本願意匠は意匠法第3条第1項第3号に規定する意匠に該当する意匠ではありません。</p>

(5) 手続補正書

【書類名】	手続補正書
(【提出日】)	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】	□□ □□ 株式会社
【代表者】	意匠 創作
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
印又は識別ラベル	
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	意匠登録願
【補正対象項目名】	意匠に係る物品
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【意匠に係る物品】	花瓶

(6) 特徴記載書

出願人が、出願意匠の創作の特徴について、あらかじめ主張したい場合は、願書とは別に、特徴記載書に記載することができます。

【書類名】	特徴記載書
(【提出日】)	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	意匠太郎
【意匠の特徴】	印又は識別ラベル
本願意匠は、自然動物であるペンギンをモチーフとして創作されているが、頭部においては、くちばしを半球状にふくらませ、目の周囲をデフォルメするなどの造形処理がなされていて、実物のペンギンの頭部の形態をそのまま模したものではない。又、本願意匠の基本構成もペンギン全体のプロポーションから大きく相違し、そのデフォルメに創作があるものである。	
【説明図】	図を挿入